



日進赤池箕ノ手土地区画整理組合

区画整理だより

＜発行日＞
令和7年5月吉日
＜発行＞者＞
日進赤池箕ノ手土地区画整理組合
理事長 山田秀和

※組合事務所
日進市赤池町箕ノ手2番地1155
Tel/Fax. (052) 807-3126

＜ホームページアドレス＞
<http://www.nisshin-akaike.com/>

「新役員の就任について」

理事長 山田 秀和

新緑の候、組合員の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと心から喜び申し上げます。

このたび理事長に就任いたしました山田秀和でございます。一言ご挨拶をさせていただきます。

去る3月20日に開催しました第6回総会において、役員の任期満了に伴う選挙（選任）が行われ、組合員の皆様方の賛同により、新役員11名が選出されました。4月7日開催の役員会において、正副理事長の互選、各職務分担について決定いたしました。

第6回総会の議案審議終了後には、急遽ではありましたが、今後の事業費の収支見込、賦課金等の説明をさせていただきました。すでにご案内のとおり、改めて組合員を対象に本年7月頃に説明会の開催を検討しております。

一日でも早い事業の完了を目指し、新役員一同、一丸となって努めてまいりますので、今後とも組合員の皆様のご理解ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【新役員挨拶の様子】



役員職務分担

- ・理事長 山田 秀和
- ・副理事長 早川 悦央
- ・副理事長 蟹江 栄吾
- ・理事 山田 諄司（庶務・会計主任）
- ・理事 小池 一成（設計・工事主任）
- ・理事 小池 真里子（設計・工事担当）
- ・理事 福岡 馨（補償移転・換地主任）
- ・理事 地福 幸二（補償移転・換地担当）
- ・監事 福岡 鎮男（代表監事）
- ・監事 福岡 勝己
- ・監事 福岡 善房

目次

- ・新役員の就任について ……1 頁
- ・第6回総会のご報告 ……2 頁
- ・工事施工済及び今後の工事予定
使用収益開始された土地の管理等…3 頁
- ・組合からのお願い ……4 頁

第6回総会のご報告

令和7年3月20日（木）開催の第6回総会において、次のとおり提案した議案は、原案どおり可決承認されました。

議 案	内 容
議案第1号	役員の選挙（選任）について
議案第2号	繰越について
議案第3号	令和7年度経費収入支出予算について
議案第4号	借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法について

■ 令和7年度経費収入支出予算について（概要）

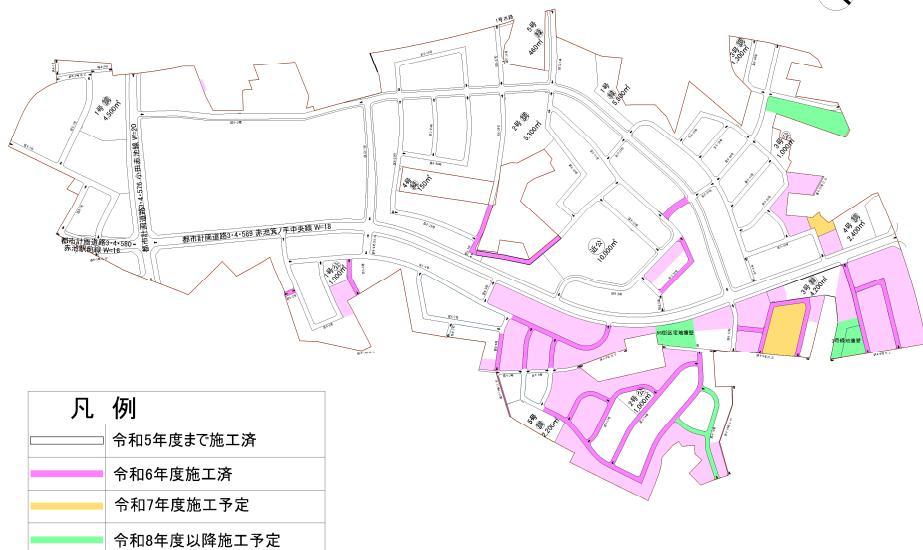
収 入 額	金 925,600 千円
支 出 額	金 925,600 千円
差引残額	金 0 千円

収入の部		
科目	予算額（千円）	説 明
保留地処分金	674,000	保留地処分金
国庫補助金	4,086	地籍整備推進調査費補助金
雑収入	2,014	預金利子、諸証明手数料等
借入金	240,000	借入金
繰越金	5,500	前年度繰越金
収 入 合 計	925,600	

支出の部		
科目	予算額（千円）	説 明
工事費	113,000	公園緑地施設整備、整地工事、雑工事
補償費	8,000	仮住居補償等
負担金	10,000	污水管渠取付管等
調査設計費	82,610	事業計画変更図書作成業務、公共施設管理引継図書作成等業務、使用収益開始業務、常用測量業務、出来形確認測量業務等
会議費	380	総会費、総代会費、諸会議費
事務所費	56,920	事務委託費、役員報酬、事務職員給与、PC等リース代等
利子償還金	4,330	借入金利子
雑支出	1,200	県・市連合会費、弁護士顧問料等
予備費	74,160	予備費
元金償還金	575,000	元金償還金
支 出 合 計	925,600	

工事施工済及び今後の工事予定

日進赤池箕ノ手土地区画整理事業 工事箇所図



使用収益開始された土地の管理について

すでに使用収益開始された土地については、境界杭の保全及び草刈り等自己管理していただきますようお願いいたします。



【工事完了状況】



【地区南西部から北側方面】



【地区中央部から南側方面】



【3号緑地から南東方面】

組合からのお願い

・土地の名義等を変更された方・住所変更された方へ

地区内の土地で、下記のような変更をなされた方は、その土地の『登記事項証明書』を、組合員皆様方の転居等により住所変更された方は『住民票（写し）』を、組合に必ずご提出下さい。

（申請書類は組合にありますので、お問い合わせ下さい。）

- | | |
|--------------------|--|
| ① 売買されたとき | ④ 複数名義から単独名義になったとき |
| ② 贈与、相続されたとき | ⑤ 合筆、分筆されたとき |
| ③ 単独名義から複数名義になったとき | ⑥ その他登記事項証明書の内容に変更があったとき（但し、抵当権のみの変更は除く） |

・建築等の行為をされる方へ【土地区画整理法第76条申請が必要です。】

土地区画整理事業施行区域内では、事業計画決定の公告があった日の翌日から換地処分の公告の日まで、以下の行為について制限を受けることになります。

1. 建築物その他の工作物の新築、改築、又は増築を行う場合
2. 重量が5トンを超える物件の設置又は堆積
3. 土地の形質の変更

これらに該当する行為を行う場合は、日進市長の許可が必要となり、一定の許可申請手続きをお願いすることになります。この手続きは事業の支障となる行為を排除し、円滑な事業推進を図るためのものです。万一、無許可でこれらの行為を行ったり、許可条件に違反した場合は、土地の原状回復、建築物又は工作物の排除を命じることがありますので、十分ご理解いただきたいと思います。

（申請書類は組合にありますので、お問い合わせ下さい。）

・土地の立入について

測量及び調査のために、土地に立入りさせていただく場合がありますので、皆様方のご理解、ご協力をお願いします。

なお、民家等敷地内に立入りさせていただく場合には、あらかじめ連絡させていただいた上で、立入りさせていただきますので、よろしくお願いします。 立入時間：日の出より日没まで

組合ホームページについて

当地区は、本区画整理事業の内容等を広く知ってもらうための情報窓口として、公式ウェブサイト「STATION CITY 日進赤池ヒルズ」を開設しておりますので、ご覧ください。

＜ホームページアドレス：http://www.nisshin-akaike.com/>

問い合わせ先（組合事務所）

住 所：〒470-0126
日進市赤池町箕ノ手2番地1155
電 話：052（807）3126
執務時間：平日：月曜日から金曜日

午前9時から午後4時まで

（但し、正午から午後1時まででは休務）

休日：土日及び祝日並びに組合が休務と定めた日（年末・年始・お盆）

保留地の詳細情報は、
組合ホームページを
ご覧ください

日進赤池ヒルズ 

